

広島県病害虫防除実施方針

平成 21 年 4 月
広島 県

農業生産の安定と生産性の向上を図り、環境の保全に配慮した、良質で安全な農作物の生産を行うためには、病害虫及び雑草の防除等（以下「病害虫防除」という。）を的確かつ安全に行うことが、極めて重要である。

このため、農作物病害虫防除実施要綱（昭和 48 年 9 月 20 日制定）に基づく防除組織の整備、発生予察情報の精度向上及び農薬の安全使用等に努めるとともに、病害虫・雑草防除基準を定め、次の事項に留意して病害虫防除の適正化を期するものとする。

- 1 病害虫防除を効率的に実施するため調査体制、指導体制及び共同防除体制の整備に努める。
- 2 病害虫発生予察情報、要防除水準を活用し、適切な農薬の選定により適期に経済的かつ省力的な防除を行うとともに、耕種的・生物的・物理的防除法を含めた総合的病害虫・雑草管理（IPM）に努める。
- 3 農薬を使用する際には、農薬の使用基準や使用上の注意事項を遵守する。
- 4 農薬使用による人畜・魚介類に対する危被害を未然に防止するため、次の事項を遵守する。
 - (1) 農薬の飛散等による環境への影響に配慮する。
 - (2) 低毒性の農薬を選定する。
- 5 農薬散布に当たっては、次の事項を遵守する。
 - (1) 防除後に薬液が残らないよう一度で使い切る量を調製する。
 - (2) 農薬の飛散防止対策を徹底する。
 - (3) 器具及び容器の洗浄液及び空容器等は適正に処理する。
- 6 水質汚濁性農薬の使用に当たっては、水質汚濁性農薬被害防止対策実施要領（昭和 46 年 6 月 17 日制定）を遵守する。
- 7 農薬抵抗性害虫・雑草及び農薬耐性菌の発生を回避するため、同じ作用機作を有する農薬の連続使用を避ける。